

介護保険事務所からのお知らせ

介護保険住宅改修受領委任払事業者の研修について

受領委任払制度を利用した住宅改修を行うためには、介護保険事務所で開催する研修を受講することが必要ですが、令和3年度につきましては新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、研修会形式での開催は行わず、書面による講習をもって研修受講とすることとなりました。

- 対象：令和元年度または令和2年度の研修会を受講した事業者
- 書面講習に関し、受講希望の有無を確認するため、上記事業者に対し送付している「研修受講確認書」に必要事項を記入し、令和3年10月5日（火）までにFAXにてお送りください。

また、介護保険事務所ホームページ「OS 介護ネット ([URL:https://www.oskaigonet.or.jp/](https://www.oskaigonet.or.jp/))」にも本確認書を掲載しています。

- ※ 受講希望の事業者には、研修資料や登録書類一式を郵送しますので、資料の内容をご理解いただいた上で登録書類を提出していただき、登録となります。
- ※ なお、新規に登録(令和元年度より前に研修を受けた事業者も含む)を希望する事業者については、別途手続きが必要となりますので、下記の問い合わせ先までお電話ください。

【問い合わせ】 介護保険事務所 保険給付班 TEL：0187-86-3911 FAX：0187-86-3914